

## 子育て支援サービス

問 子育て支援課 子育て応援係 ☎773・6822

## めぐちゃん祝い金を支給します

市で出生した子を祝福し、子育てする家庭を応援するため、めぐちゃん祝い金を支給します。令和3年度～令和7年度の5か年事業です。

## 対 (次のすべてに該当)

- ・令和3年4月1日～令和8年3月31日の間に生まれた子
- ・誕生日から申請日まで継続して市内に住民登録をしている子

## 受給対象 (①②に該当し、かつ、③か④に該当)

- ①対象児童の誕生日から申請日まで、対象児童とともに市内に住民登録があり、居住している父か母 (以下、養育者という)

- ②養育者とその世帯員に市税などの滞納がない  
③養育者が、申請日から過去1年以上市内に住民登録があり、居住している

- ④対象児童が南魚沼市で4か月健診を受けている  
**支給額** 第1子：12万円、第2子：15万円、第3子以降：20万円

※養育者と生計を同じくする子の数で判定します  
**申請期限** 対象児童の誕生日から6か月以内

**申請** 給付を受けるには申請が必要です。出生届の提出時にご案内します。

※詳しくは市ウェブサイト(「めぐちゃん祝い金」で検索)をご覧ください

## 子育て支援に関する医療費助成

## ①子どもの医療費助成事業

## 対・助成内容

- ・0歳児～未就学児 通院・入院費用の全額を助成
- ・小学1年生～18歳到達年度末 通院1回につき530円を超える額を助成 (同月内、同一医療機関の場合、5回目以降は全額助成)、入院1日につき1,200円を超える額を助成

## ②ひとり親家庭等医療費助成事業

**対** ひとり親家庭の父か母とその子、配偶者に一定の障がいがある父か母とその子、子を養育する父母以外の養育者とその子

※原則、子が18歳になった年度の末日まで対象

**助成内容** 通院1回につき530円を超える額を助成 (同月内、同一医療機関の場合、5回目以降は全額助成)、入院1日につき1,200円を超える

額を助成

## ③妊産婦医療費助成事業

**対** 母子手帳の交付を受けている人

**助成内容** 母子手帳交付日から出産日の翌月末までの医療費

## ①～③共通事項

助成対象は、保険適用分の医療費です。いずれの受給者証も、県外では使用できません。県外での受診や、治療用装具(コルセット、小児治療用眼鏡など)を購入した場合は、申請が必要です。申請期限は、診療を受けた月の末日から6か月です。詳しくは、お問い合わせください。

## 子育て世帯への手当

## 児童手当

**対** 中学生以下の子の養育者

## 子ども1人あたりの支給月額

- ・3歳未満 15,000円
- ・3歳～小学校 第1・2子 10,000円、第3子以降 15,000円
- ・中学生 10,000円

※養育者の所得が制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給

**支給月** 2・6・10月に4か月分を支給

## 令和4年6月から制度の一部が変更になります

- ①毎年6月に提出していた現況届が原則不要になります。(一部提出が必要な人には別途案内)
- ②特例給付となる人のうち、特に所得が高い人(所得上限限度額を超過する人)への支給が廃止されます。

※所得制限限度額と所得上限限度額は所得税法上で対象となる扶養人数によって変わります

## 児童扶養手当

**対** 離婚などで父か母がいない家庭、父か母に一定の障がいがある家庭、子を養育する父母以外の養育者

※原則、子が18歳になった年度の末日まで対象

**支給額** 月額10,160円～43,070円(所得に応じて支給額が変わります。第2子5,090円～10,170円、第3子以降3,050円～6,100円を加算)

**支給月** 5・7・9・11・1・3月に2か月分を支給

## 特別児童扶養手当

**対** 一定の障がいがある20歳未満の子を家庭で育てている父母・養育者

**子ども1人あたりの支給月額** 子の障がいの状態により、1級52,400円、2級34,900円

**支給月** 4・8・11月に4か月分を支給